

千葉県行政書士会東葛支部運営規則

(目 的)

第1条 この規則は、千葉県行政書士会東葛支部規程（以下、規程という）第6条の事業を円滑に執行するため、支部予算の経常的な支出を定めるものとする。

(支部の運営費)

第2条 支部の運営費については別表1のとおり支給するものとする。

(旅 費)

第3条 規程第30条の旅費支給は、千葉県行政書士会旅費規定にかかわらず、別表1のとおり支給するものとする。

(勘定科目)

第4条 支部会計の勘定科目に関する事項は、別表2の支部勘定科目取扱要領に定める。

(改 正)

第5条 この規則を改正するには、幹事会において、出席した役員の3分の2以上の承認を得なければならない。

附則（施行期日）

- 1 この規則は、昭和61年 5月10日から施行する。
- 2 この規則は、平成 4年 5月16日から施行する。
- 3 この規則は、平成 8年 6月 1日から施行する。
- 4 この規則は、平成 9年 9月20日から施行する。
- 5 この規則は、平成10年 5月 7日から施行する。
- 6 この規則は、平成11年12月 9日から施行する。
- 7 この規則は、平成13年 5月19日から施行する。
- 8 この規則は、平成14年11月29日から施行する。
- 9 この規則は、平成18年 6月18日から施行する。
- 10 この規則は、平成27年 8月 6日から施行する。
- 11 この規則は、平成28年 6月10日から施行する。
- 12 この規則は、平成28年11月28日から施行する。
- 13 この規則は、平成29年 8月 2日から施行する。
- 14 この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 15 この規則は、平成31年 4月 9日から施行する。
- 16 この規則は、令和 2年11月25日から施行する。
- 17 この規則は、令和 3年 4月 6日から施行する。
- 18 この規則は、令和 3年11月26日から施行する。
- 19 この規則は、令和 4年 8月 8日から施行する。
- 20 この規則は、令和 4年11月29日から施行する。
- 21 この規則は、令和 6年 6月10日から施行する。
- 22 この規則は、令和 6年11月27日から施行する。

東葛支部運営規則 別表1

種 類	回 数	金 額	備 考
支部事務所運営費	年1回3月支払	60,000円	支部長に事業年度末日までに支払
会計事務費	年1回3月支払	30,000円	各会計に事業年度末日までに支払
テント・机等保管費	年1回3月支払	10,000円	受託者に支払
役員会の出席（日当）	1回につき	4,000円	幹事会・正副支部長会議
部会の出席（日当）	1回につき	3,000円	
代表幹事手当	年1回9月支払	4,000円	
会計監事の監査日当		8,000円	監査および監査報告
選挙管理委員会の出席（日当）	1回につき	4,000円	
街頭無料相談会の出席（日当）	午前又は午後のみ	3,000円	
	終日（午前・午後）	4,000円	他に食事代1,000円
官公署訪問（日当）	午前又は午後のみ	3,000円	2日目以降も同様とする
	終日（午前・午後）	4,000円	
市民無料相談会出席（日当）	1会場1人当たり	3,000円	
研修会講師謝礼	支部内講師	20,000円	
	支部外講師	30,000円	
	プロ講師等	50,000円以内	但し正副支部長会の承認を得ること
資料コピー代	役員会資料1枚	20円	各部会資料を含む
	役員会資料1枚	10円	Web会議の場合に適用
	研修会資料1枚	10円	
連絡用FAX費用	1件	20円	
個人事務所会場等提供費	1回	2,000円	役員会・部会等のため借用の場合
旅費		3,000円	本会総会の受付 他団体との交流会 その他支部長が適切と認めたもの
広報部編集手当	1ヶ月当たり	3,000円	部に支給し、HP・メルマガの編集担当者に配分

令和6年11月27日

東葛支部運営規則 別表 2

支部勘定科目取扱要領

1. 収入の部

目	明 細	備 考
支部交付金	本会より支給	
利子等	預金利子	
寄附金等	本会よりの各種補助金等	

2. 支出の部

項	目	明 細	備 考
事務費	通信交通費	支部長交代挨拶状、郵送料（書留・切手、はがき）	会議費・事業費に直接 関連しない支部共通の 事務費用等
	事務費	新入会員登録業務費、振込手数料、試験監督員連絡費、未収会員活動交付金、支部事務所運営費、会計事務費	
	渉外費	他士業への新年会等への出席祝儀	
	事務用品費	支部役員名刺代	
会議費	総会費	会計監査、総会資料、議事録作成、懇親会費用	・会場代 ・日当 ・資料代 ・飲み物代
	役員会費（正副）	正副支部長会議諸費用	
	役員会費（幹事）	幹事会会議諸費用	
	総務部会費	部活動関連費	
	市民相談部会費	部活動関連費	
	親睦部会費	部活動関連費	
	広報部会費	部活動関連費、支部だより編集会議等	
研修部会費	部活動関連費		
事業費	研修会費	研修案内費用、会場費、講師謝礼・資料代	
	市民無料相談会活動費	各地区無料相談会諸費用	
	広報月間活動費	広報月間・官公署訪問諸費用	
	新年会費	賀詞交歓会諸費用	
	広報活動費	支部だより印刷費・発送費用等・HP制作費	
	親睦活動費	親睦旅行関連費・交流会関連費	
	災害等支援活動費	災害等支援活動費	
予備費	当初予算に該当しない想定外の支出	幹事会の承認により	
その他	①郵送料等は主たる目に含める ②主として作業のため集合した場合には日当支給	半日 3 千円、終日 4 千円	

令和 3 年 1 1 月 2 6 日